

### 第3回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和5年10月16日(月)9時30分～10時40分

II 開催場所 四日市市総合会館7階第1研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊、  
①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑦川村 彰、⑧加藤 剛、  
⑨清水 透、⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、⑮永尾敏昭、  
⑯古市ひとみ、⑰鎌田隆郎、⑱五十嵐和壽

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田  
局員 鈴木

IV 欠席委員 ⑫山中博昭、⑲岡 良浩

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前9時30分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数18名中16名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に野呂昌見、五十嵐和壽 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第1号から第5号

会長 報告案件を上程します。報告案件第1号から第5号を事務局より説明してください。

副参事 報告案件第1号から第5号について、一括して説明します。

報告第1号農地法第3条の3の規定による届出について説明します。報告書1頁から4頁にかけて記載されているとおりです。合計で19件、47筆、37,395㎡の届出がございました。19件の届出事由は全て相続です。

次に報告第2号農地法第4条の規定による転用届出については、報告書5頁に記載されているとおりです。合計で3件、3筆、841㎡の届出がございました。なお、これらの案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されていません。

次に報告第3号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転(売買)については、報告書6頁から9頁にかけて記載され

ているとおりです。合計で 16 件、33 筆、19,688.93 m<sup>2</sup>の届出がございました。なお、下野地区 89 番については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 4 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書 10 頁に記載されているとおりです。合計で 3 件、3 筆、632 m<sup>2</sup>の届出がございました。

次に報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、11 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 4 件、5 筆、8,520 m<sup>2</sup>です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。解約後の土地については、小山田地区 43 番を除いて次の耕作者が決まっているそうです。

報告案件第 1 号から第 5 号までの説明は以上となります。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、報告案件第 1 号から第 5 号までを原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(2) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転 (売買)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転 (贈与)

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第 1 号から議案第 3 号を上程します。なお、議案第 1 号の富田地区 63 番の案件につきましては、森委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。

(森委員 退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事 農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 9 件ございました。そのうち富田地区 63 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 1 頁です。譲受人は昭和 50 年に設立された法人で、農業を営んでいます。譲受人は法人ですので、農地所有適格法人の要件を満たしているか否かを確認

する必要があります。直近3か年の同法人の売上合計額は、100%農業関連事業となっています。従業員9人で営農されています。同法人の議決権は全て農業関係者が持っています。役員4人中3人の方が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）しています。また、役員3人が法人の必要な農作業に常時従事（原則年間60日以上）しています。これらのことから、農地法第2条第3項に定める農地所有適格法人の全ての要件を満たしています。さらに、この申請は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから当該案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご質問やご意見等ございますか。

伊藤元 委員 この法人の所有面積と管理面積はどのくらいですか

副参事 管理面積は所有農地の面積と借受農地の面積の合計ということになりますが、それは議案書に記載されているように約68haになります。そのうち所有農地の面積は約3,700㎡です。

伊藤元 委員 そうすると、自己所有の面積が少なく、借受農地が多いという形態ですね。今後も所有ではなく借受地を増やしていく考えでしょうか。直接聞かないとわからないことですが。

副参事 譲受人としては、今回の申請は所有者から強く要望があって所有権の移転を受け入れることになったということです。

伊藤元 委員 多くの農地を引き受けて地域の担い手として頑張ってください。自分も地域の担い手ですが、先ほど事務局から地域の営農に支障がないという説明もありましたが、なかなか畔草の管理が行き届かないところがあります。私自身遅れながらも刈っていますが、譲受人もその辺はだいぶ苦労されている話も聞いていますので、今後そのようなことも共有し、地域で解決できたらなという思いがありましたので、意見を述べさせていただきました。

会長 他にご意見よろしいでしょうか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認

したいと思います。よろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。

それでは、森委員に入室していただきます。

( 森委員 入室、着席 )

会長 皆様のご協力ありがとうございました。それでは、事務局から他の案件を説明してください。

副参事 議案第1号の他の8件を説明します。

神前地区60番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は2頁です。譲受人は農作業歴15年程度で、お一人で営農されています。譲受人は申請地の南側の畑を耕作しており、その隣接地を購入し露地野菜を作付けする計画です。

神前地区64番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は3頁です。譲受人は農作業歴50年程度で、妻と息子と息子の妻との計4人で営農されています。譲受人は以前から申請地を借り入れて耕作しております。

神前地区69番及び70番は、譲受人同一のため一括して説明いたします。各譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は3頁です。譲受人は農作業歴20年程度で、お一人で営農されています。権利取得後は露地野菜を作付けする計画です。

三重地区62番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は4頁です。譲受人に農作業歴はありませんが、譲渡人に営農指導を受けながら露地野菜を作付けする計画です。妻と娘との計3人で営農していきます。

県地区71番及び72番は、譲受人同一のため一括して説明いたします。各譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は5頁です。譲受人はいなべ市でプチトマトの生産を行う法人の役員を務めており、農作業歴は4年程度です。四日市市内に耕作地はありませんので、新規営農となります。これまで経験のない水稻栽培をする計画ですので、事務局としましては譲受人と営農計画に関する面談を行い、加藤農業委員にも同席頂きました。実際のところ、水稻は両親の手伝い程度の作業経験はあるが、本格的に作付けを行うのは初めてということです。いなべ市や四日市市内の知人農家に営農指導を受けながら作付けを行う予定です。田植機等の機械についてはリースで調達します。農作業は基本お一人で行

いますが、役員を務める法人の従業員に作業を一部手伝ってもらおう計画です。それに加えて、譲受人と加藤農業委員が個別に話をすす中で、作業の一部を加藤農業委員に委託されます。

四郷地区 66 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 6 頁です。譲受人に農作業歴はありませんが、現在農業大学校に通っており来春卒業予定です。就農後は 1 人で営農される計画です。弁当店を経営されており、自家栽培したキャベツを弁当の材料として使用する計画です。来年以降で収量が増えれば販売も検討しています。将来は 2 反程度まで広げたい考えです。

次に議案第 2 号について説明します。農地を耕作する目的で、贈与を行うための申請が 3 件ございました。

三重地区 61 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 7 頁です。譲受人は農作業歴 30 年程度で、両親と計 3 人で営農しています。譲受人は申請地の北側の畑を耕作しており、その隣接地を譲り受ける旨の申請です。申請地には既に栗や柿の木が植えられており、権利取得後の現状のまま管理していく計画です。

四郷地区 67 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 8 頁です。譲受人は農作業歴 5 年で、1 人で営農されています。農家台帳上は新規就農となりますが、実際には川島地区で 500 m<sup>2</sup>程度の田を 2 カ所借りて水稻を作付けされています。

水沢地区 65 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 9 頁です。譲受人は農作業歴 50 年で、1 人で営農されています。申請地は 70 年以上前から譲受人の家族が申請地を耕作していました。

次に議案第 3 号について説明します。農地を耕作する目的で、使用貸借権を設定するための申請が 1 件ございました。

神前地区 5 番は、貸人と借人が 10 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 10 頁です。借人は農作業歴 10 年程度で、世帯内での耕作者はお一人ですが、別世帯の祖父と祖母との計 3 人で営農しています。祖父の経営農地の一部を経営移譲するための申請で、露地野菜を作付けする計画です。

以上のとおり議案第 1 号から第 3 号までの農地法第 3 条の規定による 12 件の申請は、いずれも権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の

保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。また、新たに営農される方については営農計画書を提出いただき、農機具の確保状況や必要な農作業への従事予定日数などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから各案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご質問やご意見等ございますか。

伊藤元 神前地区5番は、周囲一帯が水田で、申請地の現況が畑ということですが、いつから畑になったんですか。

副参事 委員がおっしゃるようにもともと水田だと思われそうですが、畑に転換された時期は把握していません。

伊藤元 現在は畑地として利用されているということでしょうか。

副参事 そうです。

伊藤元 その状態で経営が継承されていくということですね。周囲が水田であるため、ここに畑があることについて営農上のことで事務局が聞いていることはありますか。

副参事 ありません。

伊藤豪 俊委員 この案件に関して、貸人と借人は同居されているのですか。

副参事 別世帯です。

伊藤豪 俊委員 使用貸借権を設定するメリットはあるのですか。

副参事 通常は農業者年金の受給手続きに関する場合に経営移譲することが多いですが、今回の場合は、借人が今後農家住宅を建てる計画があり、そのために必要な条件を整えておくための権利設定です。

会長 他にございませんか。それでは議案第1号から議案第3号について、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

- (3) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転(売買)  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請 賃借権設定

会長 議案第 4 号及び議案第 5 号を上程します。事務局より説明してください。

副参事 議案第 4 号を説明します。農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 9 件ございました。

海蔵地区 53 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い駐車場用地とするための申請です。位置図は 11 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は海蔵地区市民センターから 300m 以内であるためです。譲受人は平成 25 年に設立された法人で中古車販売事業を営んでいます。取扱台数が増加したため、販売用車両の保管場所とする計画です。土地造成は一部盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。

八郷地区 49 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い資材置場用地とするための申請です。位置図は 12 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は八郷地区市民センターから 300m 以内であるためです。譲受人は建設業を営んでいます。資材置場用地が不足していることと、出入口の拡張のため申請に至ったものです。土地造成は整地のみ行います。隣接地と一体利用します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。

保々地区 50 番は、譲渡人から譲受人に売買を行い駐車場用地にするための申請です。位置図は 13 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は北勢中央公園口駅から 300m 以内であるためです。近隣の歯科医院の駐車場用地として利用します。駐車場が手狭であり、駐車場として借りていた近隣の土地を所有者に返却する必要があるため申請に至ったものです。土地造成は整地のみで砕石を敷きます。周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。

桜地区 52 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 14 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、農用地区域以外の農地で、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しないためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透及び敷地内に素掘りの水路を設置して既設の側溝に排水する計画です。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。今回は固定価格買取制度に基づく太陽光発電事業であるた

め、経済産業省の事業計画認定通知書と中部電力の設備連携契約書の写しが添付されており、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

県地区 51 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 5 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内の転用行為は原則として不許可となりますが、今回は集落に接続して設置される住宅であるため不許可の例外事由に該当します。申請者が市街化区域内に土地を所有していないことや、第 2 種及び第 3 種農地に建築できる土地がない旨の申述がされており、代替性を確認しております。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関し、雨水は南側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。また、申請地には以前畜舎が建っており、その建物を取り壊したことで申請地の一部に碎石が敷かれており、雑種地化しているため始末書が添付されています。

県地区 54 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 5 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内の転用行為は原則として不許可となりますが、今回は集落に接続して設置される住宅であるため不許可の例外事由に該当します。申請者が市街化区域内に土地を所有していないことや、第 2 種及び第 3 種農地に建築できる土地がない旨の申述がされており、代替性を確認しております。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関し、雨水は南側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。また、申請地には以前畜舎が建っており、その建物を取り壊したことで申請地の一部に碎石が敷かれており、雑種地化しているため始末書が添付されています。

内部地区 55 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 15 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する

10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、同社の小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されており、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

水沢地区 56 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 9 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、申請地が水沢地区市民センターからおおむね 500m 以内にあるためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、同社の小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されており、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

水沢地区 57 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 16 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、農用地区域以外の農地で、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であるためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、同社の小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されており、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

次に議案第 5 号を説明します。農地を転用する目的で、賃借権を設定するための申請が 3 件ございました。

八郷地区 5 番は、貸人と借人が 20 年の賃借権設定を行い資材置場用地とするための申請です。位置図は 12 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は八郷地区市民センターから 300m 以内であるためです。借人は平成 29 年に設立された法人で建設業を営んでいます。資材置場用地が不足しているため申請に至りました。貸人は令和 4 年に相続されましたが、相続する前から土地造成がされており、利用に困っていたところ、借人から打診があり申請に至ったとのことです。相続以前から手続きせずに土地造成がされていたことから始末書が添付されています。土地造成は整地のみ行い、排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。周囲にはコンクリートブロックが設置されています。

大矢知地区 4 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、資材置場用地とするための申請です。位置図は 17 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化が進む区域に近接する区域内にあり、その規模が概ね 10ha 未満であるためです。借人は平成 18 年に設立された法人で建設業を営んでいます。現況が既に雑種地化しているのは、一時転用を行い資材置場として利用しているためです。一時転用期間の満了後も資材置場が不足することから、恒久的に利用するため申請されたものです。土地造成については既に整地されており、雨水は自然浸透で処理します。

神前地区 6 番は、貸人と借人が賃借権を 10 年間設定し、店舗敷地の拡張用地とするための申請です。位置図は 18 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内の転用ですが、今回は既存施設の 2 分の 1 未満の拡張であるため、例外的に許可できる要件を満たします。借人は平成 3 年に設立された法人です。借人は、申請地の東側隣接地で農産物直売所を営業しております。店舗前面の国道 477 号線に中央分離帯がつけられたことで、菰野方面からの来客者が店舗へ進入できなくなってしまうため、申請地を店舗への進入路とするものです。また、申請地を進入路とすることに伴い、既存の駐車場スペース (7 台分) を通路に変えて使用するため、代替分として 7 台分の駐車場を整備します。また、もともと既存の駐車場では駐車台数が不足していたため、混雑緩和のために駐車場を 7 台増設し、合計 14 台分の駐車場を整備します。土地造成

は整地を行い砕石敷とします。雨水は自然浸透で処理します。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。現地は既に着工されていますが、この経緯について補足説明します。申請地は令和4年2月28日～令和5年2月27日までの1年間、農地転用の一時転用許可を得ております。これは店舗前面道路の工事が令和4年から着工されることになり、至急店舗西側の進入路を確保する必要があったためです。当時申請地は農用区域内の土地であり、除外手続きが終了する見込みが令和4年12月頃であったため、やむを得ず一時転用許可の手続きをとり、申請地を店舗敷地の一部として整備しました。その後令和4年12月19日に除外手続きが完了し、速やかに農地転用の手続きを行う計画でしたが、申請地の一部に相続が発生したため、農地転用の申請が予定より遅れておりました。相続手続きが令和5年8月に終了したことで、9月に申請を行っております。申請が遅れたことについては始末書が提出されております。

以上のおり、農地法第5条の規定による許可申請13件につきまして、書類審査及び現地調査を行った結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございますか。

特に意見がないようですので採決を取ります。議案第4号及び議案第5号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(4) 議案第6号 生産緑地買取申出適格従事者証明願

会長 議案第6号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 生産緑地買取申出適格従事者証明願については、1件ございました。

常磐地区12番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、証明を要する者が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しましたので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございますか。

伊藤元  
委員  
副参事

この議案は生産緑地の解除の申出ですよね。それが議案のタイトルと合っているのでしょうか。

手続きを整理して説明します。生産緑地の耕作者が病気又は死亡によって耕作できなくなった場合、所有者から市に買取申出ができます。買取申出書を提出する窓口は建築指導課です。そこに生産緑地買取申出書を提出しますが、添付書類の一つとして農業委員会が発行する「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」が必要です。農業委員会は与えられた役割として、生産緑地指定時から誰が耕作していたかを確認し、証明書を発行することになっています。

伊藤元  
委員  
局長

それはよく分かるのですが、タイトルがこれで良いのかなと。

農業委員会がすることは証明書を出すことなので、議案のタイトルどおりです。解除をするのは都市整備部でします。

伊藤元  
委員  
局長

解除は都市整備部ですのだけど、解除に向けた申請書なんでしょ。

それに向けた手続きに必要な書類（証明書）を農業委員会に発行するよう申請が出ています。

伊藤豪  
俊委員  
副参事

これは特定生産緑地ですね。

そうです。

事務局から申請人が従事者であると説明がありましたが、特定生産緑地を申請するときに、後継者も記載していたと思いますが、実際この農地は申請人が従事されていたのですか。

副参事

農業委員会事務局と都市計画課の面談を事前に行っていますが、その中で申請人が病気になる前には耕作していたことを確認し、残りの家族で耕作を継続できないかと確認させていただいたところ、残りの家族は農業経験がなく継続できないという返答でしたので、今回の手続きに進んでいます。

伊藤豪  
俊委員

特定生産緑地の指定を申し出るときに、後継者の有無の話は出ていると思いますが、事務局の説明だと経験がない方でも後継者に指定できるということですか。

副参事

特定生産緑地の指定を申し出るときの後継者の指定については、都市計画課に改めて確認しておきます。

会長

他にございませんか。

他にないようですので、議案第 6 号を原案どおり承認すること

に異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

- 6 会長、議案の終結を宣言
- 7 10時40分、会長、閉会を宣言
- 8 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和5年11月15日

委員

委員